

議案第66号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

10 乗船手当	甲	1勤務につき	260円	渡海船の船長として乗船勤務した職員
	乙	1勤務につき	220円	渡海船の機関長として乗船勤務した職員

」を

「

10 乗船手当	甲	1勤務につき	260円	渡海船の船長として乗船勤務した職員
	乙	1勤務につき	220円	渡海船の機関長として乗船勤務した職員
	丙	1勤務につき	160円	渡海船の甲板員として乗船勤務した職員

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

渡海船の甲板員として乗船勤務に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給するため、
本案を提出する。